

第 183回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第 1 8 3 回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和 6 年 2 月 27 日（火）午後 5 時 03 分～午後 5 時 35 分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー 8 階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

法律事務取扱規程第 15 条に基づく法律事務取扱規程の変更について

午後 5時 03分開会

○高橋委員長 それでは、審査委員会を開かせていただきます。会場参加、ウェブ参加あわせて委員の3分の2以上の出席を確認できましたので定足数は満たしています。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速、配付資料の確認からお願いいたします。

○事務局 事務局から資料の確認をさせていただきます。

本日は審議案件が1件でございます。令和5年審第43号、資料1が審議事項書、資料1－1が添付資料となりますが、資料1は事前送付のものから差し替えとなっておりますので御確認いただければと思います。以上です。

○高橋委員長 では、本日の議事を確認いたします。本日は、法律事務取扱規程第15条に基づく法律事務取扱規程の変更についてということです。変更は私ども審査委員会の審議事項とされております。

それでは、説明者として、本部特定施策推進室長に来ていただいておりますので、本議案の概要について説明をお願いいたします。

○村山特定施策推進室長 法テラス本部特定施策推進室長の村山です。本日は、法律事務取扱規程変更手続の関係で、お集まりいただきました。

審議事項書の差替え版を御覧いただければと思います。変更の理由として「1」と「2」を挙げさせていただきます。

まず、「1」の方から御説明をさせていただきます。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律のうち、センターの業務の特例に係る規定の施行に伴い、特定被害者法律援助事業が日本司法支援センターの事務になるところ、特定被害者法律援助契約弁護士、司法書士等について法律事務の取扱いの基準等を定める必要があるため、と書かせていただいております。

まず、この法律について、添付書類の2番がその概要を示した資料になっていまして、こちらを御覧いただきながら説明をさせていただきます。

「趣旨（第1条）」に、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、①として、日本司法支援センター（法テラス）の業務の特例を定めると書かれています。法テラスに係るするのはこの①のところ です。

「定義（第2条）」には、「特定不法行為等」とは何かということが書いてありまして、次

の「法テラスの業務の特例（第２章）」には、どのような特例なのかが書いてあります。

対象となるのは、特定不法行為等に係る被害者です。特例の内容は３点挙げられていまして、１つ目は、被害者の資力を問わずに援助することです。現状の民事法律扶助の制度ですと、一定の資力を下回る方が援助の対象になるのですが、新しい特例ではこの資力を問わずに援助するということになります。

２つ目は、費用の償還、支払いを一定期間猶予することです。これは、立替金の償還は終結決定が出るまでの間は猶予するということです。

３つ目は、民事法律扶助よりも立替金の償還等を免除できる範囲を拡大することです。

このような特例の制度を創設するというのが、この法律の内容になります。

施行日ですが、法テラスの業務の特例に係る規定については、公布の日から３か月以内に施行ということになっています。公布の日が１２月２０日でしたので、急ぎ新しい業務を開始できるように業務方法書の変更も含めて準備をしているところです。

法律事務取扱規程についても、変更にあたっては法務大臣の認可が必要になりますので、施行日までにその変更手続を終えるため、お集まりいただいたという次第でございます。

法律事務取扱規程を具体的にどう変えるかは、新旧対照表のとおりです。

第１条に震災特例法の規定が並んでいるところの後ろに、新たに今回の特例法の規定を入れてさせていただいたというのが第１条の変更です。第２条の第２号以降の修正も、震災特例法の規定が書かれている後ろに今回の特例法の規定を入れるという修正になります。

第８条の修正は、総合法律支援法第２９条第８項第１号の後に括弧書きを追加させていただくという変更になります。これは総合法律支援法の規定を特例法の規定により読み替えて適用する場合を含むことを明確化するものです。

以上のほか、審議事項書記載の「変更の理由」には「２」があります。これは、第１条及び第２条に、改正総合法律支援法と平仄を合わせて弁護士・外国法事務弁護士共同法人を追加する必要があるために変更を行うというものです。

以上の変更をさせていただきたく、今回、審査委員会に付議をしたという次第でございます。

○高橋委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問があればお伺いいたします。

どうぞ、土屋委員。

○土屋委員　質問ですが、対象となる宗教法人は複数あるのでしょうか。

○村山特定施策推進室長　特例法第３条第２項は、特定被害者法律援助事業は対象宗教法人に

ついて特定解散命令請求等に係る裁判が確定した時若しくは特定解散命令請求等の取下げがあった時又は対象宗教法人が解散をした時のうちいずれか早い時前にその対象宗教法人に係る特定不法行為等について特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みをした特定被害者について行うものとする」と定めていますので、過去に解散命令請求が行われたけれども、その手続がもう終わっているといった場合には適用されないことになります。

○土屋委員 分かりました。

○高橋委員長 作間委員、どうぞ。

○作間委員 福岡の作間でございます。

内容については特に異論はございません。質問ですが、被害者救済のための法律援助事業で資力を問わないという取扱いというのは他にもあるのでしょうか。

○村山特定施策推進室長 資力を問わないという形で法律援助事業が創設された例としては、震災特例法に基づく震災法律援助があります。あとは法律相談援助の中に、資力を問わずに実施をするというものもございます。

○作間委員 ありがとうございます。

○小林委員 今の関係で確認ですが、よろしいですか。

○高橋委員長 小林委員、どうぞ。

○小林委員 先ほどの資料の中に、一定の場合には立替金の償還が免除される、というのがありますが、その判断をするのは法テラスだということですね。

○村山特定施策推進室長 そうです。

○小林委員 その判断基準というのはどこでどのように規定して、また、どのように運用するのでしょうか。

○村山特定施策推進室長 特例法第3条第4項が、特定被害者が一定以上の資力を有する場合等を除き、立替金債務を免除できるものとしなければならないと定めています。この基準に該当するかどうかの判断は審査委員に審査してもらい、その上で決定を出すということを予定しております。

○小林委員 そのルールはどこかに書かれるわけですか。

○村山特定施策推進室長 業務方法書に書くという方針で、設計をしております。

○小林委員 分かりました。

○高橋委員長 谷萩委員、どうぞ。

○谷萩委員 この内容には異論はないのですが、手続的なことで教えていただきたいのは、今

回、法律事務取扱規程の変更について審査委員会に諮られているわけですが、この後の細則とか業務方法書の改定は当委員会に付議されることはないということでしょうか。

○村山特定施策推進室長 おっしゃるとおり審査委員会で御判断いただきたいのは法律事務取扱規程の変更についてです。それから、審査委員会運営規程についても、新しい業務の名称を入れるような改正をする必要がございます。こちらについては、次回審査委員会において、議題として挙げさせていただきたいと考えております。

○高橋委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、審議事項書の第1点、第2点一緒に決議をお願いいたしますが、当審査委員会としてはこの変更をするという決議でよろしいでしょうか。

（「結構です」という声あり）

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、議決書を作ることになります。本日、本部に来ていた3名はこの場で署名・押印していただき、ウェブで御参加の皆様には同意書という形式でお願いすることになります。後日、議決書の写しを添付した同意書をお送りいたしますので、その処理をお願い申し上げます。議決書の内容ですが、「1 付議番号」として「令和5年審第43号」、「2 議決の対象」として「別紙『法律事務取扱規程新旧対照表』記載の変更案」、「3 理由」としては先ほどご説明いただいた内容が記載されており、「別紙法律事務取扱規程新旧対照表の記載の変更案のとおり変更することが相当と議決した」という議決内容になっておりますので、宜しくお願いいたします。

では、これで本日お集まりいただきました審査委員会の議事は、全て終了いたしました。

今後の予定について事務局から、御連絡申し上げます。

○事務局 今後の予定につきまして御案内いたします。

3月の審査委員会は予定どおり3月8日金曜日、午後1時30分からを予定しております。

資料につきましては既に配付済みでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、以上、本日はこれで終了でございます。

どうも御参集、ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

午後 5時 35分閉会